

令和7年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和7年6月11日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和7年6月11日 午前9時00分開会

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第32号 | 財産の取得について |
| 日程第2 | 議案第33号 | 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第34号 | 川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第35号 | 令和7年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第36号 | 川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについて |
| 日程第6 | 議案第37号 | 令和7年度川南町一般会計補正予算(第2号) |

出席議員(13名)

1番 小嶋貴子議員	2番 今井孝一議員
3番 中瀬修議員	4番 金丸和史議員
5番 河野浩一議員	6番 北原輝隆議員
7番 江藤宗武議員	8番 岸本茂樹議員
9番 永友美智子議員	10番 河野禎明議員
11番 蓑原敏朗議員	12番 徳弘美津子議員
13番 中村昭人議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮崎 吉敏 君	副町長	小牟禮 洋秋 君
教育長	平野 博康 君	会計管理者・ 会計課長	石井 美貴 君
総務課長	小嶋 哲也 君	まちづくり課長	稲田 隆志 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	押川 明雄 君	福祉課長	河野 賢二 君
環境課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 英樹 君
農地課長	今井 孝洋 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	三好 益夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

日程第1「議案第32号財産の取得について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2「議案第33号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） 二、三点伺います。議案第33号についてです。

まず、今回の引上げによって、引上げの理由は提案理由がありましたように、もう基金が枯渇するということなので理解はします。今回この条例改正によって、どれくらいの保険税収入の増加を見込んでいるか教えてください。

それから、町民1人当たりの平均的な負担増がどれくらいになるのか。特に年金生活者や低所得者への影響についてがあれば、どう考えているか伺います。

それから、近隣自治体です。都農町、高鍋と比較して今回の改定後の税率は高い水準になるのか同程度なのか教えてください。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

今回の税率改正によってどれくらいの税収アップが見込めるのかということですが、当初予算と比べて約2200万円の増となる見込みでございます。

次に、年金受給者1人当たりについての件ですが、年金受給者については手元に資料がございませんし、個別に年金受給者の件について試算をしておりません。年金受給者に関しては、特別徴収という方法で前年の2月に徴収した分を仮徴収ということで4月、6月、8月徴収して、今回の税率改正によって税率が変わった分を本課税ということで10月、12月、2月に課税していくという仕組みになっております。一応、今のは参考までです。年金受給者についての影響については、後ほど調べて御提示できればと思っております。

3点目、近隣自治体に対しての比較ですが、これについては国民健康保険の運営に関して、各自治体負担、国民健康保険事業費納付金というのを県に納めております。その納付金を納めるのにどれくらいの税率を設定するのが適切な税率なのかというのを県が示しております。

負担金の額というのもそれぞれの市町村の負担能力、所得水準、医療費水準、これによって按分されたものを各市町村に求められるものですから、それぞれ市町村で近隣についても事情が異なります。ですので、一概に比較はできません。

なおかつ、現在の税率が近隣自治体でも高い水準もあれば低い水準もある。あと、方式が本町は2方式、あと3方式を取っている市町村もあるということで一概には比べられないというふうに認識しております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 当初予算から2200万円が増加と見込まれるということですが、これは担当課によって違うんでしょうけど、実際その税収増2200万になっても基金の取り崩しが見込まれるものなのか。結局今年どういう医療費がどれくらいかかるかというのは、やはり町民の方の一人一人の健康維持についての考え方だと思うんですが。それを合わせて、例えば今回税率が上がるということに対しての中で、やはり町民の方が少しでも健康でいてほしいという部分の広報活動というものは何かどういうふうに合わせて考えていらっしゃるのでしょうか。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質疑にお答えします。

本町に求められている標準保険料率ですが、医療費分の所得割、1ページの改正案の中で本町でいくと100分の8.03という部分については標準保険料率としては9.53%を求められています。

さらに、次ページの条例改正案の上のほうになりますが、医療費分の均等割については標準保険料率としては5万5813円を求められています。

このように、一番差が大きいところなんですけれども、まだまだ標準保険料率には達していない状況ですので、その差額を埋めるべく基金は取り崩さないといけない状況にあります。実際に標準保険料率で課税したと仮定した場合に、国保税額の見込まれる金額というのが4億4200万円程度になっております。今回の税率改正によって見込まれる税収というのが3億9400万円と。約4000万から5000万の間、まだ差があるというような現状ですので、やむなしという決断で今回は上げております。

なお、広報についてですけれども、本町では納税通知書を送る際には国保かわみなみを必ず同封して、税率改正についての周知を行っております。

また、ホームページ上でも周知を行っております。このような方法でしか今のところはできておりませんが、さらなる広報、周知には努めたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員

会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3「議案第34号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（今井 孝一議員） 川南町地域経済牽引事業促進ということで、この事業者につきましては個別名称を求めるつもりはありませんけれども、こういった類の事業者が対象になっておって、どの程度承認されているのかについてお尋ねします。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

本町においては、今のところこの条例に合致する企業というのはございません。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第35号令和7年度川南町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は各所管事項別にそれぞれ所管の委員会に付託します。

日程第5「議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについて」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第36号について、その提案理由を説明申し上げます。

この議案は、令和6年2月14日付、川南町教育委員会告示第1号で告示された川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定に関し、当該指定までに町が行った一連の事務処理について、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により第三者委員会を設置してその事務処理の経緯、並びに事実の確認、また不適正な事務処理が認められた場合は、その原因及び再発防止策までを含めた答申を受けるものです。町民の皆様には不安、不信感を与えており、信頼を取り戻すために第三者委員会を設置し、真相を究明する必要があることから、この条例を提案するものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗議員） 本議案は、昨日の全協の中で総務厚生常任委員会に付託される旨でしたので、詳しくは私、総務厚生常任委員会の委員になっておりますので、そこで審査したいと思うんですけど。2点ほど町長にお尋ねしたいんですけど。なぜ今回この提案になったのか。それと、なぜ議会開会当初の提案でなく、追加提案になったのか。その2点をお尋ねいたします。

○町長（宮崎 吉敏君） 蓑原議員の質問にお答えいたします。

なぜという質問でした。2月5日に臨時議会で採決されました。その後、2月9日に議会報告会が開催されました。私もその報告会に参加させていただきました。その中で、94名の町民の方々が参加をいたしました。ほとんどの方の御意見が、決定過程についてのということでの御質問だったと思います。それだけ町民の不信、不安を煽っていると。議会で議決したことに関しては、何ら問うことはありません。その過程に至った真実を究明し、それを明らかにすることで、町民の川南町行政の信頼を回復したいと。そして、そのためには、今後このような事案が起こらないよう、対策まで講じたい。

今回、第三者委員会には、弁護士を含む学識経験者5名以内ということで考えております。川南町に関わりのない公正公平な弁護士または学識経験者に第三者委員会の委員となっただきたいと思っています。

それから、すみません、なぜ今回追加議案となったのかという。本来であれば、当初議案として提出すべきということだと思います。このことに関しては、私自身、反省しております。本来であれば当初議案として提出すべきと考えております。ただ、条例等を決定するに至って、大変申し訳ありませんが時間がかかりました。そのことをもって追加議案となったことに対しては、お詫びいたしたいと思います。本来であれば、6月議会、当初議案として出すべきであったと思っています。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗議員） 前段の部分については、常任委員会でお聞きしますので、町長御答弁いただきましたけど、あまり必要なかったのかなと。お聞きしますのでいいんですけど

ど。この条例制定に時間がかかったという理解でよろしいですか。

○町長（宮崎 吉敏君） はい、そうです。

○議員（蓑原 敏朗議員） ということは、私の経験から申し上げれば、条例等を策定する場合は、庁舎内の委員会なんかにかかけられると思うんですけど、それらはこの今議会中にかかけられた、そこで揉まれたということなんですか。金曜日までには間に合わなかったということですから。その開会後に条例の審査委員会等を開かれたということなんですか。

○町長（宮崎 吉敏君） この件に関しては、最初の第三者委員会ということを全庁議、4月の案件として出させていただきました。その後、5月の全庁議で再度、全課長含めて、第三者委員会に対しての意見を賜りました。全課長含めて、やはり第三者委員会を設置すべきだと。その意見をまとめて、そこから動き出したわけです。ただ、条例ですから、万が一法的に問題があるということがあってはいけませんから、その審査、決定、条例ができるまでに何度も情報交換しながら至ってきました。

本来であれば、先ほど言いましたように当初で上げるべきですが、それがずれ込む形になりましたので、6月の追加議案として出させていただきました。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） 今回この条例が出されていることは、3月議会の中で、委員長報告の中で真相をちゃんと確かめましょうということもあり、それは総務全員の皆様の総意の中で決まったことであります。私もそれに対して、和解案に対しての賛成をする中で、ぜひこれは今後再発防止のために調査をするべきだということで、今回この条例が立ち上がり調査をするんだと思うんです。

これまで、川南に第三者委員会というものが開かれたことがあるのかどうか。その重さです。今回この第三者委員会の重さというものが、もし今までにあったかどうかを教えてください。

それから、町長の考えは分かりましたので、第7条の中に、委員に対して1時間当たり2万円、1日当たり4万円と想定されて、また委員の求めに応じて出席者報酬5,500円の報酬と合わせて、とこの費用弁償があるんですけど、この委員の求めに応じる出席者という方の、その人の発言が、例えばその人が嫌だと、出たくないと言われたり、または、その人が出ることで何らかの動きがあったときにそれを良しとしない人たちの圧力がもしあったときとか、それらの想定をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 徳弘議員の質問にお答えします。最初の報酬等については担当課から報告します。

今回、第三者委員会の設置で、そこをお願いする方々というのは、学識経験者、それから弁護士。これは全く川南町と関係のない方。今まで行政が相談していました弁護士さん等がいらっしゃるのですが、そういった方々は省きます。そして、今回、学識経験者、弁護士、

それから司法書士まで含めて考えておりますが、一番大事なのは私たちの思いがそこに入っていくというのは、これは避けたいと思っています。しっかりと公正公平の立場で真実を明らかにしていただきたい。いろんな私たちに関連する人がその中に入ってくるということになれば、公正公平ということが失われる。ここだけ大切にしたいと思っています。

以上です。

○総務課長（小嶋 哲也君） 徳弘議員の御質疑にお答えします。

第7条の第2項で、委員の求めに応じて会議に出席した者に対してしなかった場合ということでもありますけれども、こちらはもう第三者委員会ですので、第三者委員会の判断に委ねることになるかと思っております。

以上です。

申し訳ありません。もう1つ。過去に第三者委員会が立ち上がった事例はあるかということですが、記憶の中ではありません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 第三者委員会に委ねて、本当をお願いしたいと思っています。

これは、実際、去年のときに町長が当時商工会長のときに百条委員会を出そうとして、出した人たちに圧力をかけたという経緯がありますので、ぜひそこは、そんなことはもうなかろうと思いますが、この第三者委員会が立ち上がる重さ。それによって誰がどうなるかというのではなくて、真実を究明するためだけのものですので、そこはしっかりとその人の意見招集に伺った人の身分担保であるとか、秘密であるとかはぜひ担保していただくようには申し添えていただきたいなと思っております。町長、最後に一言お願いします。

○町長（宮崎 吉敏君） 徳弘議員の質問にお答えします。

第三者委員会が設置され、様々な調査を行うと思います。そのことに関しては、外部に漏れる、このことは一切ないようにお願いします。このことについては、もう全て第三者委員会に委ねるということですから、その中に弁護士と司法書士等がいらっしゃいますので、調査したことに対する情報が外部に、また当事者の聞き取り等についてのというのも外部に漏れないように、そこはしっかりと対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（北原 輝隆議員） 2点、質問させていただきます。

1点は、提案理由の中の中ほどにあります第三者委員会を設置して、その事務処理の経緯並びに事実の確認、また不適正な事務処理が認められた場合はその原因及び再発防止策までを含めた答申とあるのですけれども、この原因を追求して、その後の対処とか、こういうふうな対処の仕方があるとか、こういうふうに解決するべきだとかというようなことまでは求めないということよろしいでしょうか。それが1点目です。

それから、2点目。ちょっと不勉強で申し訳ないのですけれども、条例を定めるについて

というところの第7条、先ほど徳弘議員からも質問が出ていたところなんですけれども、（1）あたりに、事項に関わる業務に従事した者として、町長が認める場合に1時間当たり2万円とあります。ただ、その次のところでは、また第5条で変わるのですけれども、会議に従事する場合は1日当たり4万円というふうになっているのですけれども。このあたりの1時間で2万とか、1日あたりに4万とかというその辺の根拠といいますか、そういうのがあれば教えていただければと思います。

○町長（宮崎 吉敏君） 北原議員の質問にお答えいたします。

第三者委員会に委託する内容については、真実、また、その起きたことに対する対策。そこまで求めています。ですから、そのことをもって、川南町、役場、行政職員が皆がそのことを共有する。そして二度とこういった問題が発生しない。このことを最大の目的としております。

以上です。

○総務課長（小嶋 哲也君） 北原議員の御質疑にお答えします。

対策の対処まで求めるのかということだったと思いますけれども、2条の所掌事務のほうで、2項のほうで再発防止策を提言するということまでになります。

それと、第7条の第1項第1号第2号の報酬の額についてですけれども、町村会で契約しています弁護士さんがいらっしゃいますので、そこで大体妥当な額というものをお聞きしております。その中で、弁護士料として、相談料として30分5,000円というのが目安でありますので、その辺りを参考にこの金額を設定しております。

第1号につきましては、1時間当たり2万円ということで、その業務に従事した者としては報告書を作成するとか、会議にただ出席するだけではなくて、いろいろな事務処理等も発生しますので、そういったものも視野に入れての時間単価というふうになっております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修議員） 幾つか質問させていただきます。まず、調査の範囲と実効性というところで、同僚議員も幾つか質問されておりますが、もう一度確認というところをお願いいたします。一連の事務処理の調査範囲というのは、具体的にどこまでを指すかというところで、先ほど町は関与しないので、指定した人、いわゆるその方々が決めていくという認識でよろしかったでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 中瀬議員の質問にお答えいたします。

今回のことに関しては、募集から決定に至るまでということに考えております。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 分かりました。

次、第2条所掌事務に関しての質問ですが、適正な事務処理の具体的な定義や判断基準というところが主に委員会で審査されるかと思いますが、町としては一切そこら辺のガイドラ

イン等は提示しないということによろしかったでしょうか。町が何かガイドライン的なものがあるのかどうかというところですが。

○町長（宮崎 吉敏君） 中瀬議員の質問にお答えいたします。

今回、第三者委員会に関しては、町の思いが働くというのは一切避けたいと思っています。いろんな思いがあってというのを前提にしてしまうと、公正公平を損なうということですので、全て第三者委員会に委ねるということです。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 分かりました。

最後の質問なんですが、会議は原則公開しないということで第5条のほうにうたってあります。これは公平な調査を妨げないという理解ができると私は認識しているのですが。しかし、町民は知る権利を持っていると思いますし、そのバランスにどう考慮されるのか。例えば、議事録の公開とか会議のサマリーの公開等の検討、もしくは開示請求等でのどの辺りまでの開示をできるのかというところですが。御質問させていただきます。

○総務課長（小嶋 哲也君） 中瀬議員の御質疑にお答えします。

第5条の第4項、会議は公開しないということですが、これは、会議は傍聴人を入れての会議はしないというふうに御理解いただければと思います。当然、情報公開条例のほうで対応することになっていく、会議の内容はなっていくと思いますが、情報公開のほうでも中立性が損なわれるようなことがあってはいけませんので、ある程度の目安、結論が出た後の情報公開になるかと考えております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（永友 美智子議員） この問題が起こった段階で、私たちは議員ではなく、この議会にもいずに、町民の立場として見ていましたので、その感覚でお話しさせていただきたいと思います。

これに関しまして、議会だよりで小嶋さんとかが書かれている文章を見た限りで、この原因はここにあるんだよなと個人的に私の目線から見てもここが問題なんだろうなというのは正直、それなりに分かったような次第であります。

また、第三者委員会になるものでこの37号議案にありますように予算も取っていらっしゃいます、400万円ですか。そういう予算のお金を使ってまで第三者委員会でやる目的というのは、今いろいろ聞いてはいますが。実際、こんなに図書館問題、学校問題、いろいろあって、リコールがあって、私たちは今回またお金いっぱい使ってこうやって新しく議員になったわけなんですけれども。これでまた、もう1回そんな第三者委員会までやって、押し込むんじゃないんですけど、個人的にはそういうことは別に何もしないような形でおっしゃっていますが、実際、この第三者委員会、違う人たちが行ったときに、やっぱりどうしても個人攻撃じゃないですが、個人の名前が浮かび上がってくるとは思うんですけれども。実際、こ

この川南ってそんなに大きい町ではないんですが、このリコール運動が終わって、じゃあみんな新しく1から出発しようよで始まったこの議会だと思うんですけども、これでもう1回そういうような形の第三者委員会になるものを立ち上げて、やっぱりそこまで突き詰めないといけないのかなと。だって、おそらく皆さん原因分かっていらっしゃるじゃないですか。そのこのところを皆さんでもう1回話し合って、二度と起こったらいけないよなというような解決策ってできないのかなと思うんですけども。いかがでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 今回の第三者委員会というのは、まず大事なやはり職員の心、気持ちなんです。自分たちが職務を遂行している中で、私は大事にしたいと思うのは、人として正しいのか。このことが、まず第一に判断材料の中に生まれたいいけないと思っています。ただ、いろんな憶測はあると思いますが、そういった感情を持って第三者委員会という設置ではありません。真実を、全て第三者委員会に委ねて、私たちの思いが及ばない、委ねて、しっかりと検証していただき真実を明らかにしていただき、また、このままでは職員が心1つに、いろんな業務にあたる中で失ってはいけない大事なものであるということをここでしっかりと捉えたいと思っています。そのためには、費用等も当然発生しますが、今後、川南町があらゆる業務を遂行していく中で、しっかりと職員一人一人が心に刻む。これが大事だと思っています。このことができないと、いつかまた、いつかまたってこれはおかしいです、私の感情ですから、すみません、改めます。

今後、職員として、何を大切にという、ここを再確認。このことが一番これからの川南町を前に進めていくという中では、一番大切なことだと思っておりますので、費用については大変申し訳ないのですが、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第37号令和7年度川南町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第37号につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

この議案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ421万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億8637万6000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

繰入金は421万5000円の増額で、財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

総務費は421万5000円の増額で、川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会費であります。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 以上で、提案の説明を終わります。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第37号について伺います。今回、第36号を受けて予算が発生するということで421万5000円を計上されています。400万もという多分町民の方の声が聞こえてきそうです。3月の選挙がありました。その前もリコールがありました。あのときに町内あちこちから、お金のかかる選挙はやめまじょうとかいろいろ声が出ました。とてもお金がかかることのフレーズに町民の方も敏感であります。

今回その第三者委員会を立ち上げることで400万もの費用が生じるということで、町長がその思い。この予算はきっと議会広報の中でどーんと上げていきます、条例と一緒に。そのときに住民の方の理解がしてもらえるような400万の根拠。例えば、極端に言いますが、町長が民間活力を生かしてということでいろいろな勉強されています。だから、この民間活力を生かすということは本当に今回の図書館には限らず、様々なことがうごめいたり、何かおかしいんじゃない、この業者が何で選ばれたのかというのが上がってくるんです。

だから、今回、この条例を通じたことで、きちんと町民の方が納得いく指定管理ができるというのが必要だと思うんですが。この予算を担保にしてそれがきちんと町長の口から言っ
てほしいんですけど、いかがでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 徳弘議員の質問にお答えします。

421万5000円。この費用については大変高価なものと捉えています。ただし、今回、今後様々な業務の中で入札、それから指定管理者の業務があります。こういった業務の中でしっかりと判断できるように、そのための高い費用ではありますが、今後の町行政運営に関して必要なものと捉えておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、様々な形で、町民の方々に対しては説明いたしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修議員） 今、徳弘議員からもありましたが、かなりやはり421万5000円という、今回の予算というのは大きい金額というふうに私も同様に認識しておりますが、この後の付託される総務厚生委員会のほうで、それなりにこの予算の根拠というのが、積算根拠が示されるかと思いますが、場合によって長引いて、また追加補正といいますか、予算が組まれる可能性というのも視野にはあるのでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 中瀬議員の御質疑にお答えします。

場合によっては補正も考えられるのかということでありまして、今回、第三者委員会のほうにお願いしますので、実際どれだけの動きがあるかというのは、実は把握はちょっと困難なところがありますので、この中で収まる可能性もありますし、場合によってはまた補正をお願いする可能性もあるということで、お考えいただければと思います。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は総務厚生常任委員会に付託します。

ここでお諮りします。17日の本会議につきましては、午後1時15分開会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、17日の本会議については、午後1時15分開会といたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会において審査をお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前9時50分散会
